

財務部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和8年4月17日から同年6月18日まで

3 監査の対象及び範囲

財務部の所管に属する令和7年4月1日から令和8年2月28日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

前述のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

しかしながら、次に述べる事項については、事務の一部に是正又は改善を

要する事項が認められたため、適正な措置を講じられたい。

(1) 財産管理に関する事務

処分予定地における公有財産の使用承認について、公有財産使用承認申請及び使用承認に係る事務処理が行われていないもの（街路防犯灯 1 基）があった。さらに、同一土地において公有財産の貸付申請及び貸付契約が行われていないもの（支線 1 基、架空線 34m、架空線（引込） 7 m）があった。また、別途市有地において物置の占有（設置）が確認された。

街路防犯灯については、維持管理責任が不明確となることにより市民の信頼を損なうおそれがあるだけでなく、市民の安全確保に支障を来すリスクが懸念され、支線・架空線等については、貸付料の徴収漏れによる損失だけでなく事故が発生した場合に対応の遅れが懸念される。また、市有地における物置の占有については、財産の維持管理に支障が生じており、公平性の観点から市への不信感を招くおそれがある。

今後は、公有財産規則に基づき必要な手続きを適切に行うとともに、管理体制の整備及び再発防止に努められたい。

（財務管理課）